

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を令和6年10月17日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表第1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、本件処分の違法性・不当性を主張する。

本件診断書には2度と書いてあるから、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和7年 4月28日	諮問
令和7年 7月23日	審議（第102回第4部会）
令和7年 8月 8日	審議（第103回第4部会）
令和7年 9月12日	審議（第104回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 都要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。
同条4項及び4条は、申請書を受理した児童相談所長は、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙3。以下「総合判定基準表」という。）及び当該知的障害者が6歳までの就学前である場合は都要綱別表2「知的障害（愛の手帳）判定基準表（0歳～6歳 就学前）」（別紙4。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。
- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、判定機関の長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）とされている。

- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、本件所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

本件診断書記載の遠城寺式発達検査による発達指数は、DQ47とされている。これは運動面の発達（移動運動及び手の運動）を含むものであって、運動面の発達を除いた4領域（基本的習慣DQ57、発語DQ22、対人関係DQ40及び言語理解DQ30）での発達指数はDQ37となる。

以上により、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」（3度（中度））の区分に相当するものとして、程度「3」と判定されている。

イ 「運動」について

本件診断書記載の遠城寺式発達検査において、移動運動はDQ73、手の運動はDQ60とされ、受付票には、粗大運動として、走る、階段の昇降、ジャンプができる、微細運動として、ファスナーができると記載されている。

以上により、個別判定基準表における「運動機能の発達はおおむね年齢相応」（4度（軽度））の区分に相当するものとして、程度「4」と判定されている。

ウ 「社会性」について

本件診断書記載の遠城寺式発達検査において、対人関係はDQ 40とされ、受付票には、友達と一緒に遊ぶことは少ないが、最近少しずつ友達が気になっているように母が感じている旨が記載されている。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能」（3度（中度））の区分に相当するものとして、程度「3」と判定されている。

エ 「意思疎通」について

本件診断書記載の遠城寺式発達検査において、発語はDQ 22、言語理解はDQ 30とされ、受付票には、発語は喃語、日常の簡単な言葉の理解はできる旨が記載されている。

以上により、個別判定基準表における「言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能」（3度（中度））の区分に相当するものとして、程度「3」と判定されている。

オ 「身体的健康」について

本件診断書には、請求人は2歳〇〇か月時に自閉スペクトラム症と知的障害と診断された旨が記載され（別紙1・(5)・ア）、母から、現在服薬はしていないことが聴取されている。

以上により、個別判定基準表における「健康であり、注意を必要としない。」（4度（軽度））の区分に相当するものとして、程度「4」と判定されている。

カ 「基本的生活」について

本件診断書記載の遠城寺式発達検査において、基本的習慣はDQ 57とされ、母から聞き取った内容及び受付票により、排泄は時間でトイレに誘導するがオムツを使用し、食事は、スプーン、フォークを使うが途中から手づかみになる、着替えはパンツの着脱はでき、ボタンのない服の着脱は上着は手伝いが必要なことを確認している。

以上により、個別判定基準表における「部分的介助と見守りが必要」（3度（中度））の区分に相当するものとして、程度「3」と判定されている。

キ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、2度（重度）とされた項目はなく、6項目のうち、4項目が3度（中度）、2項目

が4度（軽度）と判定されている。

プロフィールの各項目における障害の程度の判定は、本件申請書類、母から聞き取った内容及び作成医師から得た回答を検討した上でなされたものと認められ、各項目の判定結果を個別判定基準表に照らすと、〇〇児童相談所における専門的見地からの判断は合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできない。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体としては、3度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見等

医学的所見欄には「中度精神遅滞」と、心理学的所見欄には「CA 3 : 7 MA DA 1 : 8 IQ DQ 4 7（遠城寺式）」と、社会診断所見欄には「発達に応じた社会的支援が必要」と、愛の手帳の程度認定の欄には「3度（中度）」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙3）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判断するのが相当であり、本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、本件診断書に2度と記載されていることを本件処分の取消理由として主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであり、本件申請書類に含まれる本件診断書と本件判定書との差異が直ちに総合判定の違法性を導き出すものではない。

処分庁は、本件申請書類に加え、母からの聴取内容及び作成医師から得た回答を基に作成した本件判定書によって総合的に判定したのであって、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「3度」と判断するのが相当であるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1ないし別紙4 (略)